

兵庫県再犯防止推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として「兵庫県再犯防止推進計画（以下「計画」という。）」を策定するため、「兵庫県再犯防止推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、知事が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(幹事)

第6条 委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2の行政機関の職員をもって充てる。
- 3 幹事は、委員長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会には、第2条の事項をより詳細に検討及び協議を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長の指名する委員及び幹事で構成する。
- 3 ワーキンググループに、座長を置き、くらし安全課長をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの会議については、第5条の規定を準用する。

(謝金)

第8条 委員並びに第5条第2項及び第3項（第7条第4項において準用する場合を含む。）に定める者（国及び地方公共団体の職員を除く。）が委員会その他の委員会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員並びに第5条第2項及び第3項（第7条第4項において準用する場合を含む。）に定める者が委員会その他の委員会に係る職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、県民生活部くらし安全課に置く。

- 2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

「兵庫県再犯防止推進計画検討委員会」委員名簿

区分	所属	役職	氏名	
学識経験者	神戸学院大学法学部	教授	佐々木 光明	
関係団体	兵庫県保護司会連合会	副会長	杉本 祐信	
	更生保護法人兵庫県更生保護協会	事務局長	小篠 興作	
	兵庫県更生保護施設連盟	理事	古川 光男	
	兵庫県更生保護女性連盟	会長	山村 紀久子	
	特定非営利活動法人兵庫県就労支援事業者機構	事業所長	茶野 佑吉	
	兵庫県地域生活定着支援センター	所長	森 喜久男	
	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	事務局次長	杉田 健治	
	兵庫県弁護士会	弁護士	三木 信善	
国関係機関	神戸地方検察庁	上席主任捜査官	笹倉 則明 溝端 俊輔	第1~2回 第3回
	神戸刑務所	上席統括矯正処遇官 統括矯正処遇官	石飛 剛 吉田 直也	第1~2回 第3回
	神戸拘置所	統括矯正処遇官	上島 裕	
	加古川学園 (少年院)	統括専門官	神野 賢也	
	播磨学園 (少年院)	統括専門官	八幡 真哉	
	神戸少年鑑別所	地域非行防止調整官	吉岡 嗣人	
	神戸保護観察所	次長	久保 和慎	
	大阪矯正管区	更生支援企画課長	水時 朋子	
	大阪矯正管区矯正就労支援情報センター室	矯正専門職	高橋 宏之	
	兵庫労働局	職業紹介係長	前田 晃伴 高谷 要	第1~2回 第3回
市町	神戸市	福祉局政策課長 福祉局相談支援課長	笠原 良之 長村 信幸	第1~2回 第3回
	佐用町	健康福祉課長	木村 昌子	

別表2 (第6条関係)

幹事

兵庫県

県民生活部	総務課	土木部	契約管理課
	県民躍動課	まちづくり部	住宅政策課
	くらし安全課		公営住宅管理課
	男女青少年課	教育委員会 事務局	義務教育課
福祉部	児童課		特別支援教育課
	障害福祉課		高校教育課
	地域福祉課		人権教育課
保健医療部	薬務課	警察本部	少年課
産業労働部	労政福祉課		暴力団対策課